

広島市西新天地駐車場の回数券等の精算方法について

1 広島市が発行した回数券等の取扱いについて

- (1) 平成22年3月31日までに広島市が発行した回数券及びプリペイドカードは、指定管理期間中も使用できることとする。
- (2) 広島市が発行した回数券及びプリペイドカードの利用分については、販売額(券面額×10/11)を納付金から差し引く方法により毎年度精算することとする。なお、円未満は切捨てとする。

また、プリペイドカードについて、広島市又は前指定管理者発行の識別がつかない等、疑義が生じた場合は別途協議すること。

2 元指定管理者及び前指定管理者が発行した回数券等の取扱いについて

平成27年4月1日から令和元年6月30日までに元指定管理者、同年7月1日から令和2年3月31日までに前指定管理者がそれぞれ発行した回数券及びプリペイドカードは、有効期限(令和3年3月31日)内は使用可能として取り扱うこととし、当該回数券等の使用に係る精算は元指定管理者及び前指定管理者と行うこと。

3 指定管理者が発行する回数券等の取扱いについて

- (1) 指定管理期間中に指定管理者が発行する回数券の使用期限は令和3年3月31日とする。指定期間終了後の令和2年4月1日から令和3年3月31日の間に使用された回数券については、次期指定管理者と精算を行うこと。

また、未使用の回数券は、令和2年4月1日から令和3年3月31日の間に購入者からの申し入れにより、回数券を発行した指定管理者が払い戻すこと。

- (2) 指定管理期間中に指定管理者が発行するプリペイドカードは広島市西新天地駐車場専用とし、使用期限は令和3年3月31日とする。指定期間終了後の令和2年4月1日から令和3年3月31日の間に使用されたプリペイドカードについては、次期指定管理者と精算を行うこと。

また、未使用のプリペイドカードは、令和2年4月1日から令和3年3月31日の間に購入者からの申し入れにより、プリペイドカードを発行した指定管理者が払い戻すこと。

- (3) 定期駐車券については、次期指定期間まで通用期間があるものは、次期指定管理者と精算すること。